

金融審議会

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する

ワーキング・グループ

中間論点整理

2025年7月17日

「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する
ワーキング・グループ」メンバー名簿

2025年7月17日現在

座長	神作 裕之	学習院大学法学部 教授
委員	浅川 健一	一般財団法人日本品質保証機構 地球環境事業部部長
	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
	上田 亮子	京都大学経営管理大学院 客員教授
	近江 静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者 エグゼクティブ ディレクター
	柿原 アツ子	川崎重工業株式会社 取締役 監査等委員
	清原 健	清原国際法律事務所 代表弁護士
	小林 いずみ	オムロン株式会社 社外取締役
	阪 智香	関西学院大学商学部長 教授
	三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
	関口 智和	有限責任あずさ監査法人 常務執行役員 パートナー
	芹口 尚子	野村證券株式会社 IBビジネス開発部 財務戦略グループリーダー 兼 サステナブル・ビジネス開発部 エグゼクティブ・ディレクター 公益社団法人日本証券アナリスト協会 サステナビリティ報告研究会 委員
	高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
	田代 桂子	株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役員副社長
	永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 世話人
	藤本 貴子	公認会計士
	堀江 正之	日本大学商学部 特任教授
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	森内 譲	公益財団法人日本適合性認定協会 代表理事 専務理事
	弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科 教授
	吉元 洋志	ソニーグループ株式会社 法務部コーポレート法務グループ ゼネラルマネージャー

オブザーバー

サステナビリティ基準委員会 東京証券取引所 日本監査役協会 日本経済団体連合会
関西経済連合会 日本公認会計士協会 日本労働組合総連合会 日本銀行 法務省
財務省 経済産業省 環境省

(敬称略・五十音順)

目次

はじめに.....	1
I. サステナビリティ情報の開示.....	2
1. 我が国におけるサステナビリティ情報開示の状況.....	2
2. サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国際的な動向.....	2
(1) サステナビリティ情報の開示.....	2
(2) サステナビリティ情報の保証.....	3
3. 我が国におけるサステナビリティ開示基準.....	3
4. 我が国における SSBJ 基準の適用と第三者保証の導入に向けたロードマップ.....	4
(1) 適用対象企業.....	4
(2) 適用開始時期.....	5
(3) 具体的なロードマップ.....	6
(4) 経過措置としての二段階開示.....	8
5. SSBJ 基準の適用に伴う環境整備.....	10
(1) 有価証券報告書の提出期限の延長.....	10
(2) 海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示.....	11
(3) SSBJ 基準の適用状況等の開示.....	12
(4) 見積り情報の訂正の要否の考え方.....	13
(5) 開示例の収集・公表.....	14
(6) EDINET タクソノミの開発の方向性.....	14
6. 有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方.....	15
(1) セーフハーバーの整備.....	15
(2) 虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化に関するその他の制度整備.....	17
II. サステナビリティ情報の第三者保証.....	19
1. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の信頼性確保の必要性.....	19
2. 第三者保証制度の導入に向けた検討.....	19
(1) 保証の範囲.....	19
(2) 保証の水準.....	20
(3) 保証の担い手.....	20
おわりに.....	23

はじめに

2024年2月19日に開催された第52回金融審議会総会・第40回金融分科会合同会合において、金融担当大臣から「サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行うこと」との諮問がなされた。これを受け、金融審議会にサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「当ワーキング・グループ」という。）が設置され、同年3月以降8回にわたり、有価証券報告書においてサステナビリティ開示基準に準拠した情報開示を求めることと、当該情報に対する第三者保証制度を導入することについて審議を重ねてきた。また、第三者保証に関する専門的な論点については、別途、当ワーキング・グループの下に専門グループを設け、本年2月以降4回の審議を行ってきた。

当ワーキング・グループにおいては、なお引き続き検討を続けるべき事項が残されているものの、サステナビリティ開示基準の適用開始時期、第三者保証制度の導入時期や当初の保証範囲等大きな方向性についてはメンバー間の賛同が得られたところである。本中間論点整理は、新たな制度の導入に向けた、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から、現時点における当ワーキング・グループの議論の状況を整理したものである。

I. サステナビリティ情報の開示

1. 我が国におけるサステナビリティ情報開示の状況

2023年1月の企業内容等の開示に関する内閣府令の改正¹により、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目が新設されるとともに、「従業員の状況」の項目の記載事項として、女性管理職比率、男性育児休業取得率、男女間賃金差異の記載が追加され、同年3月期から適用されている。かかる制度整備により、我が国におけるサステナビリティ情報の開示は、一定の進展が図られてきたといえることができる。

しかしながら、これらの記載項目における開示内容は、基本的には各企業がそれぞれの重要性に応じて判断することとされており、比較可能性の観点から課題がある。また、企業によって開示の分量や内容の深度等に幅があり、創意工夫により充実した開示を行っている企業もある一方、極めて簡素な開示にとどまっている例も認められる。

2. サステナビリティ情報の開示・保証を巡る国際的な動向

(1) サステナビリティ情報の開示

国際会計基準財団（IFRS 財団）が設置した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2023年6月に、サステナビリティ関連の情報開示に関する包括的なグローバル・ベースラインとして「全般的な開示要求事項（S1基準）」及び「気候関連開示（S2基準）」（以下これらを総称して「ISSB基準」という。）を公表した²。南米、アジア・オセアニア等の各国において、ISSB基準の適用に向けた動きが進展することが見込まれているところである³。

EUにおいては、2023年1月に企業サステナビリティ開示指令（CSRD）が発効し、企業規模に応じて段階的に、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に基づく開示が求められている。CSRDの国内法制化を既に終えた国においては、連結・単体のいずれかの従業員数が500人超の上場会社等である大会社⁴に対して2024会計年度から開示が開始されているほか、国内法制化を終わっていない国に所在する企業においても、CSRDに基づく開示が広がっている。

¹ 「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府令第11号）による改正（同年1月31日公布・施行）

² 2023年6月26日公表「ISSB issues inaugural global sustainability disclosure standards」
(<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/06/issb-issues-ifrs-s1-ifrs-s2/>)

³ IFRS財団によると、2024年12月31日時点で、ISSB基準を採用若しくはその他の方法で使用していることを公表している法域又は今後採用することを公表している法域は35法域であり、これは、世界のGDPの約60%、時価総額の約40%を占めるとされている。

⁴ 総資産2,500万ユーロ超又は総売上高5,000万ユーロ超の事業体

米国においては、連邦レベルでは、2024年3月に気候変動開示を求めるSEC規則が公表されたが、相次ぐ訴訟により同年4月に同規則の執行を停止している状況にある。他方、州レベルでは、例えば、カリフォルニア州において、同州で事業を行う一定の米国法準拠法人に対し、気候関連情報の開示を義務付ける法律が成立し、2026年以降、段階的な情報開示が行われることとされており、ニューヨーク州においても、同様の法案が審議されているところである。

(2) サステナビリティ情報の保証

サステナビリティ情報の信頼性を確保するためには、第三者による保証が付与されていることが有益である。

前記のとおり、CSRDにおいては、一定の企業に対し、企業規模に応じて段階的にサステナビリティ開示基準に基づく開示を行うことを義務付けているが、併せて、同一のタイミングで第三者保証を受けることも義務付けている。

また、一貫した質の高いサステナビリティ情報の保証を提供するためのグローバル基準を開発すべきとのニーズの高まりを踏まえ、2024年11月には国際監査・保証基準審議会（IAASB）から国際サステナビリティ保証基準（ISSA5000）が、2025年1月に国際会計士倫理基準審議会（IESBA）から国際サステナビリティ倫理・独立性基準（IESSA）が、それぞれ公表されている。

3. 我が国におけるサステナビリティ開示基準

各国でサステナビリティ開示基準に基づく情報開示を制度化する動きがみられる中、当ワーキング・グループでは、我が国企業が開示するサステナビリティ情報について、国際的な比較可能性を確保することで国内外の投資家から評価を得られるようなものとし、かつ、企業と投資家との建設的な対話が促進され、中長期的な企業価値の向上につながるものとなるよう、金融商品取引法上の開示制度にサステナビリティ開示基準を導入し、同基準に基づく情報開示を求めることが適当であるとの意見があった。また、グローバルに展開する企業にとっては、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行うことが、各国における開示に係る実務負担を軽減する観点から望ましいとの意見があった。

こうした観点を踏まえると、国際的なベースラインとなるISSB基準と機能的な整合性が確保された基準を有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準とすることが適当である。

この点、我が国におけるサステナビリティ開示基準の設定主体として2022年7月に設立されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年3月に、「サステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』」（以下「SSBJ適用基準」という。）、「サステナビリティ開示テーマ別基準第1号『一般開示基準』」、

開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』（以下「SSBJ 気候基準」という。）の三つの基準（以下これらを総称して「SSBJ 基準」という。）を公表している⁵。そして、SSBJ 基準は、ISSB から、ISSB 基準との機能的な整合性が確保されている旨の確認を受けているところである⁶。

このことから、SSBJ 基準は、国際的な比較可能性を確保し、投資者に有用な情報を提供するための開示基準として妥当なものであり、SSBJ 基準を金融商品取引法令に取り込み⁷、有価証券報告書において SSBJ 基準に準拠したサステナビリティ情報の開示を義務付けることが適当である⁸。

4. 我が国における SSBJ 基準の適用と第三者保証の導入に向けたロードマップ

（1）適用対象企業

諸外国においては、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示と第三者保証の義務付けの対象企業を、従業員数や売上高・総資産の規模、資本市場への上場の有無等を基準として判断することとしている。この点について当ワーキング・グループでは、我が国においては、東京証券取引所プライム市場上場企業の株式時価総額が圧倒的に大きいこと⁹、当該市場の上場企業はグローバルな投資家との建設的な対話を志向し、その対話においてサステナビリティ情報が重要なテーマの一つとなっていること等を踏まえ、当該市場の上場企業の全部又は一部を対象として、SSBJ 基準に基づく情報開示と第三者保証を求めていくことについて議論が行われた。

さらに、当ワーキング・グループでは、具体的な対象企業の範囲について、ISSB が 2024 年 2 月に公表した、各法域が ISSB 基準と機能的な整合性が確保された基準に基づくサステナビリティ開示制度を導入する際の指針「法域ガイド」の考え方が参考にされた。

⁵ 2025 年 3 月 5 日公表 SSBJ ウェブサイト (https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2025-0305.html)

⁶ 2025 年 4 月 1 日公表（同年 3 月 31 日付）
SSBJ ウェブサイト (https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/402639.html)

2025 年 6 月 12 日公表 IFRS 財団ウェブサイト
(<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/sustainability-jurisdictions/pdf-snapshots/japan-ifrs-snapshot.pdf>)

⁷ 金融商品取引法令に取り込む方法としては、金融商品取引法及びその下位法令である財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則により、企業会計基準委員会（ASBJ）が策定した会計基準を金融庁長官が告示指定する枠組が設けられていることが参考になる。

⁸ なお、この点に関して、2022 年 6 月 13 日公表「金融審議会『ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—』」では、「公正・透明な組織運営や独立性が確保されているか、具体的開示内容の検討に際して適切なデュー・プロセスがとられているか、といった点を含め検討が行われることが適当」との提言が行われている。SSBJ 基準を金融商品取引法令に取り込むに当たっては、こうした点も考慮することになると考えられる。
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613/01.pdf)

⁹ 東京証券取引所公表の各月末の市場別時価総額のデータによれば、東京証券取引所の全上場企業の株式時価総額の合計額に占めるプライム市場上場企業の株式時価総額の合計額の割合は、2025 年 3 月 31 日時点で約 96%とされている。

「法域ガイド」では、公的説明責任のある企業（PAE）の全て又は大半（all or most）に対して、ISSB 基準又は ISSB 基準と機能的な整合性が確保された基準を適用した状態をもって ISSB 基準が完全に導入された状態と捉え、各法域における導入プロセスを 2029 年末までに完了すること等を求めている¹⁰。かかる「大半（most）」の意義は、企業数ではなく、各法域における GDP や主要な株式指数銘柄の時価総額全体に対するサステナビリティ情報開示が強制されている企業の割合によって判断することとされている。我が国においては、東京証券取引所全上場企業の株式時価総額の合計の 7 割超を株式時価総額 1 兆円以上のプライム市場上場企業（171 社）が占めている状況にあることから、当ワーキング・グループでは、当該企業までを SSBJ 基準の適用対象とすることで、我が国全体として前記「法域ガイド」にいう ISSB 基準が完全に導入された状態が達成されたと言い得ると想定し、議論が行われた。

また、当ワーキング・グループでは、株式時価総額 1 兆円以上の企業数は限定的で、投資ユニバースという観点からはやや不十分であり、株式時価総額 5,000 億円以上のプライム市場上場企業（累計 284 社）については、外国人株主保有比率が高い¹¹こと、海外でも事業を行っている可能性が高く、EU での開示対応を求められる場合もあること等から、早期に SSBJ 基準の適用に向けた道筋を付けるべきであるとの意見があったところである¹²¹³。

（２）適用開始時期

SSBJ 基準の適用開始時期について当ワーキング・グループでは、我が国企業がその保有する先進技術を活用し、事業機会を獲得して成長することを後押しする意味でも、我が国として戦略的視点を持って取り組むべきとの意見があった。

他方、プライム市場上場企業の中にも、現行制度に基づくサステナビリティ情報開示への対応状況に差があることや、企業によってリソースに相当ばらつきがあるとの意見もあったことを踏まえると、株式時価総額の規模に応じて段階的に適用していくことが合理的と考えられる。

次に、SSBJ 基準の適用開始時期の検討に当たっては、併せて第三者保証の導入時期との関係も考慮する必要がある。前記の CSRD は、2028 会計年度（3 月決算企業であれば

¹⁰ 「法域ガイド」では、法域における導入プロセス完了日を 2029 年末以降とする場合や、導入プロセスの完了を目標とする、信頼できるロードマップの公表がない場合は、ISSB 基準にコミットする法域とは言えない旨記載されている。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/adoption-guide/inaugural-jurisdictional-guide.pdf>

¹¹ 外国人株主保有比率が 30%以上である企業の割合をプライム市場上場企業の株式時価総額の規模別にみた場合、5,000 億円以上 1 兆円未満の企業では約 45%であるのに対し、3,000 億円以上 5,000 億円未満の企業では 30%弱と、大きな差異がある。

¹² 本文中の株式時価総額別の企業数と株式時価総額全体に占める割合は、2025 年 3 月末時点のもの。

¹³ 当ワーキング・グループでは、必ずしも株式時価総額と企業規模が相関関係にあるわけではないため、対象企業を判断する基準として、売上高や従業員数についても併せて考慮することが有用との意見があった。

2029年3月期)から、EU域外の一定規模以上の企業に対して、CSRDに基づく連結ベースでの第三者保証付きのサステナビリティ情報開示を義務付けているところ、我が国企業がEU域内において不利な取扱いを受けないようにするためには、我が国の新たな制度に基づく保証業務実施者(後記)による第三者保証がEU域内においても有効なものとされる必要がある。そのためには、2028会計年度よりも前に我が国において第三者保証制度を導入し、当該制度に基づく第三者保証が実施されていることが望ましい。

したがって、まず、我が国における第三者保証制度の導入時期については、3月期決算の企業を例にとれば、2028年3月期からとすることが適当である。

その上で、当ワーキング・グループでは、サステナビリティ情報の信頼性確保の観点から第三者保証の導入と同じタイミングでSSBJ基準の適用を開始すべきとの意見や、制度導入の初期段階であるため、利用者として第三者保証がないと受け入れられないということはなく、SSBJ基準の適用を先行させるべきとの意見もみられたところであるが、全体としてSSBJ基準の適用を第三者保証の導入に先行させるべきとの意見が多数であった。

また、前記のとおり、EUに所在する上場大会社は、既に2024会計年度からCSRDに基づき、ESRSに準拠した情報開示を行っている中、EUの大企業と競合関係にある我が国を代表する企業においてもSSBJ基準に基づく情報開示が速やかに行われるようにすべきとの意見があった。

SSBJ基準の適用を可能な限り早期に開始することは、我が国におけるサステナビリティ情報開示の比較可能性の確保と質の向上につながるものと考えられることも踏まえると、SSBJ基準の適用開始時期を第三者保証の導入の1年前である2027年3月期からとすることが適当である。

(3) 具体的なロードマップ

(1)及び(2)を踏まえると、我が国におけるSSBJ基準の適用・第三者保証の導入に係るロードマップについては、以下のとおりとすることが適当である。

➤ SSBJ基準の適用開始時期は、

- i. 株式時価総額3兆円以上の企業については、2027年3月期
 - ii. 株式時価総額3兆円未満1兆円以上の企業については、2028年3月期
 - iii. 株式時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業については、2029年3月期
- とすることを基本とする。

この点、ii.及びiii.の適用開始時期について、開示に必要なリソースを確保するために慎重な検討が必要との意見もあった一方、株式時価総額1兆円以上の企業の中には既にSSBJ基準の適用を見越して準備を進めている企業もあり、企業の予見可能性を高める必要があるとの観点や、資本市場の大半(most)についてSSBJ基準が適用される時期を早期に示すべきとの観点から、iiの適用開始時期についても確定すべきとの意見が多数であった。

このことから、i 及び ii の適用開始時期については前記のとおりとし、iii の適用開始時期については国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討し、本年中を目途に当ワーキング・グループで結論を出すことが適当である。

- 第三者保証の導入時期は、それぞれ、SSBJ 基準の適用開始時期の翌期からとする¹⁴。
- 株式時価総額 5,000 億円未満のプライム市場上場企業への SSBJ 基準の適用と第三者保証の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討し、数年後を目途に結論を出すことが適当である。

前記のとおり、SSBJ 基準の適用対象企業及び適用開始時期は、日々変動する株式時価総額を基準として判断することとなる。この点、前記のように ISSB の「法域ガイド」では、各法域において ISSB 基準が完全に導入されたものと判断するための考え方の一つとして、主要な株式指数銘柄の時価総額全体に対するサステナビリティ情報開示が強制されている企業の株式時価総額の割合に着目しているが、これは、流通市場における株式時価総額の過去 5 年間の平均によって決定することとしている。これを参考としつつ、例えば、プライム市場上場後 5 年を経過していない場合、組織再編があった場合、5 事業年度の株式時価総額の平均値が 5,000 億円を下回った場合等においても的確に対応できるような株式時価総額の算定方法について、金融庁において検討を行うべきである。

なお、EU においては、2025 年 2 月に、欧州委員会が二つの法案からなる「オムニバス法案」を提出している。このうち、一つ目の法案は、一定規模以上の非上場企業等と上場中小企業等に対する CSRD の適用開始時期を、それぞれ 2025 会計年度から 2027 会計年度に、2026 会計年度から 2028 会計年度に 2 年間延期するものであり、これについては本年 4 月に欧州議会で議決され、発効済みである。もう一つの法案は、企業負担の軽減のため、CSRD 適用対象企業の閾値としての従業員の数を 500 人超から 1,000 人超に引き上げることにより、対象企業の範囲の絞込み等を行おうとするものである¹⁵¹⁶¹⁷。

¹⁴ 2025 年 6 月 25 日、英国政府は、ISSB 基準に基づくサステナビリティ開示基準の公開草案と併せて、「サステナビリティ関連財務開示の保証のための監督体制の整備」と題する文書について意見募集を実施。その中で、サステナビリティ関連財務開示の保証について、長期的には義務化されることが望ましいとされている一方、保証業務の提供者が登録を受けること、登録された保証業務の提供者を企業が利用することは現段階では任意とされている。我が国における第三者保証の導入に関しては、こうした諸外国の動向等を引き続き注視する必要がある。

¹⁵ 従業員数の閾値の引上げにより、CSRD の適用対象企業数は、5 万社から 1 万社に減少するといわれている。

¹⁶ ESMA（欧州証券市場監督局）は、2025 年 4 月に公表したサステナビリティ情報の監督ガイドラインについて、2025 年 6 月に「オムニバス環境下の ESRS の監督」に関する声明を公表している。本声明では、オムニバス法案等による不確実性を踏まえ、EU 各国監督当局及び ESMA が、透明性のあるサステナビリティ報告の促進に継続的に取り組む姿勢を示すとともに、発行体に対する措置を過度にならず企業の実情に見合った形で適切に調整するとの方針が示されている。

2025 年 6 月 20 日公表 ESMA ウェブサイト

(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2025-06/ESMA32-992851010-2254_Statement_on_the_ESRS_supervision_in_the_Omnibus_environment.pdf)

¹⁷ 2025 年 6 月 23 日、オムニバス法案のうち二つ目の法案が EU 理事会で合意され、CSRD の適用対象企業の純売上高を 4 億 5,000 万ユーロ超とする新たな閾値が追加された。今後、欧州議会において審議される予定。

当ワーキング・グループでは、オムニバス法案による我が国ロードマップへの影響について議論が行われたが、EU は非上場企業を含めた広範囲の企業に対して一気に CSRD を導入しようとしたのに対し、我が国は対象企業を絞って SSBJ 基準の適用と第三者保証制度の導入をしようとしているという点で大きな差異があり、むしろ EU が現実的な考え方に近づいてきているのであって、我が国のロードマップを変更する必要はないとの意見があった。

こうした意見を踏まえると、最近の EU の動向は、我が国のロードマップに影響を与えるものではないと考えられる。

(4) 経過措置としての二段階開示

有価証券報告書において SSBJ 基準に準拠した情報開示を行うに当たっては、対象企業による自社の対応状況の把握やリソースの確保等のために一定の時間を要し、特に初期の段階では対応に苦慮する企業があることも予想される。

この点、ISSB 基準及び SSBJ 基準では、サステナビリティ関連財務開示¹⁸は、関連する財務諸表と同時に報告しなければならないとしている¹⁹ところ、ISSB 基準においては、適用初年度の経過措置として、本来年次報告書に記載すべきサステナビリティ関連財務開示の報告を、次の期中報告と同じタイミングで行うこと（二段階開示）が認められている²⁰。また、SSBJ 基準においては、法令により容認されている場合には、同時報告をしないことができるとされている²¹。

これを踏まえ、当ワーキング・グループでは、法令上の経過措置として二段階開示を導入するとの方針の下、その具体的な方法と適用期間について議論が行われた。

① 二段階開示の方法

二段階開示の方法としては、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ関連財務開示（二段階目の情報開示）をどの媒体で行うかという論点がある。この点、ISSB 基準では二段階目の開示を次の期中報告と同時に行うものとされていることを踏まえると、我が国においては半期報告書を利用することも考えられる一方、有価証券報告書の訂正報告書によることも考えられる。

当ワーキング・グループでは、企業にとっては「訂正」という用語に心理的抵抗があり、社内的にも重い意味があるとして、訂正報告書によることについて否定的意見

¹⁸ SSBJ 基準では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報（それらのリスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む。）を提供する開示を「サステナビリティ関連財務開示」と定義し（SSBJ 適用基準 4 項(5)、S 1 基準付録 A も同旨。）、これについての情報開示を求めている。

¹⁹ S 1 基準 64 項、SSBJ 適用基準 67 項

²⁰ S 1 基準 E 4 項

²¹ SSBJ 適用基準 67 項(1)

もあったところである。これについては、二段階開示が法令上の経過措置として定められる手続であることから、訂正報告書の提出理由にその旨を明確に記載していれば、社内外からそのような消極的な捉え方をされるおそれはないものと考えられる。また、有価証券報告書は事業年度末又はその提出日時点の状況を記載するものであり、その訂正報告書は有価証券報告書提出会社が訂正を必要とするものがあると認めたときに提出するとされていること²²、半期報告書は中間会計期間の末日又はその提出日時点の状況を記載するものとされていることを踏まえると、二段階目の情報開示は、半期報告書よりも、有価証券報告書の訂正報告書において行うこととする方が、制度的な整合性が確保でき、適当である²³。

一方で、制度上、訂正報告書には提出期限がないことから、提出時期について予見可能性がなく、また、長期間にわたり提出されないというデメリットも観念し得る。この点、ISSB 基準における二段階目の開示は、前記のとおり、「期中報告と同時に」行うこととされているところ、投資者に早期に情報開示を行う観点からは、必ずしも半期報告書の提出期限まで待つ必要はなく、「半期報告書の提出期限までに」訂正報告書により二段階目の開示を行うこととすることが適当である²⁴。

なお、前記のとおり、2023年3月期から有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」や「従業員の状況」の項目においてサステナビリティ情報の開示が求められている。二段階開示を行う際、こうした既存の記載事項と SSBJ 基準に準拠した開示事項との整理が必要になるが、既に制度上定められている記載事項は一段階目の有価証券報告書において引き続き開示されるべきであり、二段階目の訂正報告書において SSBJ 基準に基づく情報開示を一括して行うことが適当である^{25,26}。

② 二段階開示の適用期間

当ワーキング・グループにおいては、二段階開示の適用期間について、ISSB 基準が適用初年度のみとしていることと同様に、我が国においても SSBJ 基準の適用初年度のみとすることが適当との意見があった。他方で、企業の SSBJ 基準に基づく情報開示に対する習熟期間を確保するためには、SSBJ 基準の適用開始から2、3年は二段階開

²² 金融商品取引法第24条の2第1項において準用する同法第7条第1項

²³ また、二段階目の開示を有価証券報告書の訂正報告書により行うこととした場合、

- ・ 訂正報告書には法定の提出期限がなく、中間財務諸表のレビューが必要な半期報告書に比して早期開示が期待される

- ・ 訂正報告書を早期に開示することで、後発事象の対象期間を短縮できる

といったメリットが期待できる。

²⁴ また、実際の提出時期についての予見可能性を高める観点からは、一段階目の有価証券報告書において、半期報告書の提出期限までに二段階目の訂正報告書を提出する旨を記載することが考えられる。

²⁵ 既存の開示事項と SSBJ 基準に準拠した開示事項との間で共通する部分については、有価証券報告書に記載した事項をそのまま訂正報告書に記載する等により、効率的に情報開示を行うことができるものと考えられる。

²⁶ SSBJ 基準上、SSBJ 基準の全てに準拠しない限り準拠表明は行えないとされている（SSBJ 適用基準79項）。このことから、二段階開示を行う場合には、二段階目の訂正報告書において準拠表明が行われるものと考えられる。

示を認めるべきではないかとの意見もあったところであり、また、国内外のサステナビリティ情報開示を巡る動向にも配慮する必要がある。

このため、SSBJ 基準の適用開始年度及びその翌年の第三者保証の導入初年度の2年間は、新たな制度に対応するための準備期間と捉え、二段階開示の適用期間を当該2年間とすることが適当である²⁷。

5. SSBJ 基準の適用に伴う環境整備

(1) 有価証券報告書の提出期限の延長

現行制度上の有価証券報告書の提出期限は事業年度経過後3月以内とされているが、財務諸表監査に加えてサステナビリティ情報の第三者保証への対応が必要になることを踏まえれば、諸外国の年次報告書の公表期限を参考に、事業年度経過後4月以内²⁸に延長することも考えられる。

この点について当ワーキング・グループでは、SSBJ 基準上開示が求められる数値を全て実測値で測定しようとする場合には、データ収集上の課題があり、有価証券報告書自体の提出期限の後ろ倒しも検討すべきとの意見があった。他方で、EU では、時価総額3兆円以上に相当する上場企業のうちのほぼ全てが事業年度経過後3月以内に第三者保証付きで CSRD に基づく情報開示を実施している実態²⁹があるため、我が国企業の開示が海外企業に比して遅れることが懸念されるとの意見や、財務情報も含めて提出が遅れることに対しては投資家の抵抗感が強いのではないかといった意見のほか、第三者保証の対象情報の範囲によってもスケジュール感は変わり得るとの意見があったところである³⁰。

以上のような、情報開示が遅れることを懸念する意見があったことや、当初2年間の第三者保証の対象範囲が Scope 1 及び Scope 2 の温室効果ガス (GHG) 排出量に関する情報、ガバナンス並びにリスク管理に限定される方針であること (後記)、EU においては比較的早期に CSRD に基づく情報開示が行われている実態があることを踏まえつつ、引

²⁷ 我が国において「ISSB 基準の完全な導入」がなされた時期をプライム市場の株式時価総額1兆円以上の企業に対して SSBJ 基準が導入された時期と捉えた場合、二段階開示の適用期間を2年間とすると、「ISSB 基準の完全な導入」がなされた時期は、2028年3月期から2029年3月期に1年間後倒しされることが想定される。この影響については引き続き注視する必要があるが、我が国における円滑な SSBJ 基準の導入を優先すべきと考えられる。

²⁸ 英、独、仏においては、制度上、年次報告書の公表期限が事業年度経過後4月以内とされている。

²⁹ 本年4月21日に開催された第6回の当ワーキング・グループの資料2には、同月15日までに CSRD に基づく情報開示を行った EU 域内企業のうち時価総額3兆円以上に相当する78社の一覧を掲載しており、そのうち77社については、遅くとも事業年度経過後3月以内の日付で保証報告書が作成されていることが確認できる。

³⁰ その他、当ワーキング・グループでは、有価証券報告書の提出期限の延長と株主総会前の有価証券報告書の開示要請との関係について言及する意見もあった。

(参考) 2025年3月28日公表 金融庁「株主総会前の適切な情報提供について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250328-2/20250328-2.html>)

き続き検討し、本年中を目途に当ワーキング・グループで結論を出すことが適当である。

(2) 海外でサステナビリティ情報の開示をした場合の我が国における情報開示

EUにおいては、我が国企業を含む EU 域外の企業に対しても、2028 会計年度（3月決算企業であれば 2029 年 3 月期）から、CSRD に基づく第三者保証付きのサステナビリティ情報開示を求めている。また、EU 域内に所在する子会社や支店が単体ベースで CSRD に基づく第三者保証付きの情報開示を義務付けられている事業体に該当する場合³¹、かかる義務の免除を受けるために、我が国企業が 2027 会計年度（3月決算企業であれば 2028 年 3 月期）から前倒して CSRD に基づく連結ベースでの第三者保証付きのサステナビリティ情報開示を行うことも想定される。当ワーキング・グループでは、このように我が国企業が海外でサステナビリティ情報の開示を行った場合の我が国における情報開示のあり方について、情報開示自体の要否をはじめ、開示内容、開示の要件等について議論が行われたところである。この点、我が国の投資者が、我が国企業の海外におけるサステナビリティ開示についての情報を得られるようにし、また、当該情報を入手できるタイミングが海外投資家に比して遅れないようにする観点からは、我が国において臨時報告書での情報開示を求めることは一定の有用性が認められるものの、企業負担とのバランスに鑑みると、次のように整理することが適当である。

まず、臨時報告書の提出義務者については、有価証券報告書において SSBJ 基準に準拠した開示を行っていない者とするのが適当である。これは、SSBJ 基準の適用後は、有価証券報告書をもって我が国の投資者に対する必要な情報開示が行われることになるためである。

次に、提出事由については、連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合とすることが適当である。これは、本臨時報告書での開示を SSBJ 基準に基づく我が国での情報開示に代わり得るものと捉えれば、SSBJ 基準と同様に連結ベースでの開示が海外で行われた場合に開示を求めることが合理的であるためである。

また、本臨時報告書の趣旨は、我が国の投資者が、海外投資家と同等の情報を把握できるようにすることにあるため、必ずしも臨時報告書自体に海外での開示内容の全てが記載されていることは要しないと考えられる。そのため、開示内容については、

- 海外のサステナビリティ開示基準に基づき連結ベースでの開示を行った旨
- 開示を行っている場所（ウェブサイトへの URL 等）
- 第三者保証を受けている場合にはその旨
- 保証業務の提供者の名称

とすることが適当である。

³¹ EU では、一定規模以上の非上場企業等に対して 2027 会計年度から、上場中小企業等に対して 2028 会計年度から CSRD に基づく開示を求めている（適用開始時期はオムニバス法案反映後のもの）。

なお、前記のとおり、CSRD では、連結ベースでの第三者保証付きの開示を行うことで、単体ベースでの第三者保証付きの開示義務の免除を受けることができるとされている。そして、かかる免除を受けるためには、親会社が所在する第三国（我が国）の法令に基づきオーソリゼーションを受けた保証業務の提供者による第三者保証を受ける必要があるとされている。

このような免除申請が行われるタイミングは、オムニバス法案の影響により当初想定されていた 2025 会計年度（3月決算企業であれば 2026 年 3 月期）より遅れ、2027 会計年度（3月決算企業であれば 2028 年 3 月期）に係る開示の時期と予想されるところ、当ワーキング・グループでは、その時点までに、新たな登録制度の下で登録を受けた保証業務実施者（後記）が存在していなければ、別途、暫定的な制度対応として、一定の保証業務の提供者を法令上指定する枠組を整備することについても議論された。かかる制度枠組の要否やその具体的内容については、企業のニーズ等の観点から必要性を見極めた上で、金融庁において検討を行うべきである。

（3）SSBJ 基準の適用状況等の開示

有価証券報告書において SSBJ 基準に準拠した開示を行う企業の中には、法令上定められた時期に SSBJ 基準を適用する企業、前倒しで適用する企業のほか、SSBJ 基準を任意に適用する企業（例えば、スタンダード市場上場企業）もあり得る。また、経過措置としての二段階開示を適用する企業と適用しない企業といった区分のほか、第三者保証を受けている企業と受けていない企業といった区分も考えられる³²。

当ワーキング・グループでは、このように、企業によって、有価証券報告書における SSBJ 基準の適用状況や第三者保証の実施状況に差異があるため、投資者に混乱が生じないようにするべきとの意見があった。

以上を踏まえ、投資者の理解の向上に資するよう、有価証券報告書において、SSBJ 基準と経過措置の適用状況や第三者保証の実施状況といった、各企業のステータスの開示を求めることが適当である。

なお、これに関連して、当ワーキング・グループでは、「任意適用」「部分適用」「任意開示」といった用語の整理についての議論が行われた。まず、SSBJ 基準上、基準の定め の全てに準拠していなければ準拠表明できないとされている³³ことを踏まえ、SSBJ 基準の定め の全てに準拠した開示のうち、有価証券報告書において行われる開示を「適用」と表現することが適当である。さらに、「適用」は、SSBJ 基準の適用対象企業が、SSBJ 基準に基づく開示を法令上定められた時期に行う「強制適用」、法令上定められた時期より早期に開示を行う「早期適用」、SSBJ 基準の適用対象外企業が SSBJ 基準に基づいて

³² また、SSBJ 基準固有の適用初年度の経過措置として、比較情報を開示しないことができる、Scope 3 GHG 排出を開示しないことができる等の措置があるが、これらの経過措置を適用する場合には、SSBJ 基準上、その旨を開示することとされている。

³³ SSBJ 適用基準 79 項

開示を行う「任意適用」の三つに区分されるものと考えられる³⁴³⁵。

(4) 見積り情報の訂正の可否の考え方

SSBJ 基準において開示が求められる数値は、対象数値を直接モニタリングする方法で行う直接測定のほか、合理的な方法による見積りを使用した測定も認められているところである³⁶。例えば、見積りによる GHG 排出量の算定は、「活動量」×「排出係数」×「地球温暖化係数」の算式によって行うものとされている³⁷が、事業年度のうち一部の期間の「活動量」の測定を概算で行うことも想定される。

当ワーキング・グループでは、こうした場合において、かかる概算部分の確定値が有価証券報告書の提出後に判明したときに、当該有価証券報告書の訂正報告書の提出を要するかどうかについて議論が行われた。

この点、前記のとおり、金融商品取引法上の訂正報告書は、有価証券報告書提出会社が訂正を必要とするものがあると認めたときに提出するとされているところ、その提出の可否は、一般に、事業年度末又は有価証券報告書の提出日時点の状況について判断されるものであり、当該時点以降の事情の変更は、訂正事由とはならないものと解されていること³⁸を踏まえると、訂正報告書の提出が必要となるわけではないという基本的な考え方が確認された³⁹。

他方で、当ワーキング・グループでは、次年度に提出する有価証券報告書を待たずに、早期に確定値の更新を行いたいという企業側のニーズもあり得ることから、事業環境の大幅な変化があった場合など概算値と確定値との差が大きくなるような場合には、これを自主的に開示できるような枠組を検討するべきではないかとの意見があった。当ワーキング・グループにおいて出された具体的な開示媒体に関する意見⁴⁰を踏まえ、金融庁

³⁴ このように、「部分適用」という用語は、概念上存在しないものと考えられる。

³⁵ なお、本文中の整理は、あくまで、当局の公表物、法令、有価証券報告書の中で使用されるべき用語について整理したものであり、任意開示書類において用いられるべき用語について整理することまで意図したものではない。また、任意開示書類において SSBJ 基準の定めのとおり準拠した開示を行う場合に、当該任意開示書類において SSBJ 基準に準拠している旨を記載することを妨げるものでもない。

³⁶ SSBJ 適用基準 BC164 項参照

³⁷ SSBJ 気候基準 BC170 項(2)

³⁸ 『金融商品取引法コンメンタール1〔第2版〕定義・開示制度』（商事法務）

³⁹ 見積りの変更に関する情報に重要性があるときは、比較情報の更新が不可能である場合や将来予測的な情報である場合を除き、次年度に提出する有価証券報告書の比較情報の更新等が必要となる（SSBJ 適用基準 74 項、75 項、BC151 項）。

なお、サステナビリティ関連財務開示の見積りの変更があった場合、資本に影響を与えないことに加え、トレンドに関する最善の情報を主要な利用者に提供すると観点から踏まえ、当報告期間の情報を変更することよりも、前報告期間に係る比較情報を更新することとした方が、より有用な情報を提供することになるとされている（SSBJ 適用基準 BC149 項、BC150 項）。

⁴⁰ 一般に、有価証券報告書に記載した見積りに基づく数値を確定値反映後の数値に更新することの重要性は高くないとの立場からは、企業負担にも鑑み、両数値の差異に重要性があれば、半期報告書に記載できるとの制度が適当との意見があった。また、本件に限らず、情報開示に対する積極的な姿勢を促す観点から、臨時報告書において有価証券報告書の情報を更新できる枠組を導入するべきではないかとの意見があった。

において、半期報告書等を利用した自主的な開示の枠組を検討すべきである⁴¹。

なお、前記の整理は、見積り情報が正確である場合⁴²を前提としたものである。正確でない見積り情報は、誤謬に該当し、重要性に応じて、有価証券報告書の訂正報告書が必要となることも考えられる。

(5) 開示例の収集・公表

当ワーキング・グループにおいては、サステナビリティ開示基準に基づく開示の先行事例である EU 企業の開示例から、GHG 排出量の測定期間のうち第 4 四半期分の GHG 排出量を第 3 四半期分のデータに基づき推定している例、重要性の基準に基づき一部の拠点を GHG 排出量の測定拠点から除外している例などが紹介されたところ、こうした例は、我が国企業が SSBJ 基準に基づく開示を行う上で、非常に参考になり得るといった意見があった⁴³。

引き続き、諸外国における開示例を紹介していくことは、我が国企業が SSBJ 基準に基づく開示を行っていく上で具体的な開示のイメージや目線を提供するものとして、極めて有益であると考えられる。

また、金融庁においては、従前、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示の充実に向けた実務の積上げ・浸透を図るため、気候変動、人的資本等、サステナビリティ情報に関する好事例の収集・公表を行ってきたところである。今後、2027 年 3 月期から SSBJ 基準の適用が開始される予定の株式時価総額 3 兆円以上のプライム市場上場企業の開示から好事例を収集し、公表していくことは、2028 年 3 月期、2029 年 3 月期から開示が予定される企業にとっても参考になるとともに、株式時価総額 5,000 億円未満のプライム市場上場企業やスタンダード市場等に上場する企業の任意適用の拡大にも寄与し、ひいては我が国資本市場全体のサステナビリティ情報開示の底上げにもつながるものと考えられる。

(6) EDINET タクソノミの開発の方向性

金融商品取引法上、有価証券報告書等の開示書類の提出者は、開示用電子情報処理組

⁴¹ 見積り情報の更新に当たっては、次のような実務的な課題があるとの意見もあった。

- ・ 任意であっても実質的に情報の更新が必要と捉えられるおそれがあること
- ・ 複数の見積り情報に関する複数回の更新が想定されること
- ・ 期中の情報更新後に、翌期に提出される有価証券報告書の比較情報が更に更新される可能性があること

⁴² 見積り・概算等であることが明確に識別されていること、見積り・概算等を行うためのプロセスの選択・適用に重要な誤謬がないこと、見積りの前提が合理的で、十分な情報に基づいていること等の要件を満たしている場合には、情報は正確であるとされている（SSBJ 適用基準 A17 項）。

⁴³ ただし、当ワーキング・グループにおいて紹介した開示例は、EU 企業が各企業に関連する事実及び状況を考慮し、ESRS に基づく開示を行った事例である。実際の開示に当たっては、全ての関連する事実及び状況を考慮し、SSBJ 基準に従った開示上の判断を行うことが必要である。

織（EDINET）により開示書類を提出する必要があるとされている⁴⁴。そして、提出する開示書類のファイルは、利用者の「開示書類の二次利用性の向上」、「検索機能等の向上」等を目的として、XBRL⁴⁵の「タクソノミ」（電子的タグの集合）を基にタグ付けされた形式によることとされている。

タクソノミは、例年、金融庁により更新されているところであるが、当ワーキング・グループでは、SSBJ 基準の適用を見据えた今後のタクソノミの開発の方向性について議論が行われ、IFRS サステナビリティ開示タクソノミ⁴⁶を取り込むことをベースに開発しつつ、我が国独自の開示事項⁴⁷については金融庁独自のタクソノミを開発するという方向性が確認された。

6. 有価証券報告書の虚偽記載等に対する責任のあり方

（1）セーフハーバーの整備

SSBJ 基準により開示が求められるサステナビリティ情報は、前記のとおり「サステナビリティ関連財務開示」と称されており、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して「重要性がある」情報を開示することとされている⁴⁸。SSBJ 基準上、この重要性は、ある情報について、省略、誤表示等をしたときに、サステナビリティ関連財務開示を含む報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう⁴⁹とされるところ、これは、企業規模や事業の状況によって異なることが予想されるため、実際に開示される情報の範囲は企業によって区々であると考えられる。

さらに、サステナビリティ情報には、定性情報、見積り情報、将来情報といった情報が多く含まれ、企業の上流・下流のバリューチェーンから排出される排出量を意味する Scope 3 GHG 排出量のように、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報の開示も必要になるといった特性が認められる。

このように、サステナビリティ情報は、財務情報と比較すると、相対的に不確実性が高いという特性があると考えられる。

この点、法定開示書類である有価証券報告書には、重要な事項について虚偽の記載があった場合や開示すべき重要な事項の記載が欠けている等の場合には、その態様に応じ

⁴⁴ 金融商品取引法第 27 条の 30 の 3 第 1 項

⁴⁵ XBRL（eXtensible Business Reporting Language の略）とは、財務報告等開示書類に電子的タグを付し効率的な情報取得を可能とするための国際的に標準化されたコンピュータ言語をいう。

⁴⁶ 2024 年 4 月に、ISSB 基準に基づくサステナビリティ関連財務開示の効果的な分析に資するよう、ISSB が公表したもの。

⁴⁷ 法令上の開示事項としては、人材の育成に関する方針、社内環境整備に関する方針等、SSBJ 基準上の開示事項としては、準拠法令、公表承認日、承認機関等が挙げられる。

⁴⁸ SSBJ 適用基準 48 項

⁴⁹ SSBJ 適用基準 4 項(7)

て損害賠償責任の特則、課徴金納付命令、罰則といった規定の適用がある⁵⁰ことから、企業としては、結果的に虚偽記載等の責任を問われることを恐れるあまり、有価証券報告書での積極的な情報開示を避けようとするのが懸念される。この場合、投資判断に有用な情報を提供すべき有価証券報告書の開示内容が、横並びで、定型的なものとなってしまう可能性がある。

こうした背景を踏まえ、当ワーキング・グループでは、有価証券報告書での開示の充実と虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化のための環境整備として、虚偽記載等に対する責任のあり方、いわゆるセーフハーバーの導入について議論が行われた。

現状の「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン」という。）では、有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられるとしている⁵¹。他方、Scope 3 GHG 排出量に関する情報については、前記のとおり、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められるといった特性があることを踏まえ、当ワーキング・グループでは、現行の開示ガイドラインを参考に、まずは、Scope 3 GHG 排出量の虚偽記載等のセーフハーバーを整備することについて賛同が得られた。

具体的には、開示ガイドラインの改正により、仮に Scope 3 GHG 排出量に関する定量情報が事後的に誤りであったことが判明したとしても、

- 企業の統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、
 - その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合
- には、虚偽記載等の責任を負わないとすることが適当であり、まずはこの方針を踏まえて、金融庁において開示ガイドラインの改正を行うべきである。

他方、当ワーキング・グループでは、セーフハーバーの対象をバリューチェーン情報一般に拡大すべきではないかといった意見のほか、サステナビリティ情報の特性を踏まえた上で法的責任のあり方を議論すべきではないか、金融商品取引法上の損害賠償責任の要件を他国の例との整合性も踏まえて見直すべきではないかという意見もあったと

⁵⁰ 金融商品取引法第21条の2、第172条の4第1項、第197条第1項第1号・第207条第1項第1号等

⁵¹ 開示ガイドライン5-16-2及び24-10。なお、「具体的な説明」としては、例えば、将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられるとされている。

ころであり、セーフハーバーの内容・適用要件⁵²、適用範囲⁵³、効果といった各論点について、法律改正も視野に入れて、引き続き検討していくことが望ましいとの方向性が確認されたところである⁵⁴。

(2) 虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化に関するその他の制度整備

金融商品取引法上、上場会社等は、有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを代表者及び最高財務責任者が確認した旨を記載した確認書を、有価証券報告書と併せて提出・開示する必要がある⁵⁵。確認書を巡っては、その確認の範囲は財務情報・非財務情報を含む有価証券報告書全体に及んでいるものの、記載内容が抽象的、かつ、極めて限定的であり、情報の有用性に懸念があるとの指摘もあるところである。

当ワーキング・グループでは、経営者等の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、経営者等が、有価証券報告書を作成し、開示するための手続を整備していること、その実効性を確認していることを確認書の記載事項として追加することについて議論が行われた。

これに対しては、

- 一定の社内手続が整備されていることを経営者が言及することで、信頼ある情報開示を行うための体制構築が進むことを期待
- 経営トップの誠実な開示姿勢を示す観点から、適切な開示手続を整備・運用している旨の記載を追加することは適当
- 確認書の対象は既に有価証券報告書全体に及んでいることから、記載事項の追加は不要
- 確認書自体の虚偽記載等に対する金融商品取引法上の制裁がない中で、記載事項を追加することの効果に疑問があり、むしろ有価証券報告書の記載事項として、開示手続を位置付けるべき

といった意見があったところである。

本論点については、「(1) セーフハーバーの整備」の論点と密接に関連することから、当該論点と併せて、引き続き検討していくことが望ましいと考えられる⁵⁶。

⁵² セーフハーバーの内容・適用要件としては、挙証責任の転換の見直しや、主観要件を重過失責任に見直すことも検討に値するとの意見があった。また、合理的な根拠なく、又は誠実に開示しなかったことが証明されない限り、不正な記載とはみなされないとすべきといった意見があった。

⁵³ セーフハーバーの適用範囲については、サステナビリティ情報全体に広げても良いのではないかとの意見、将来情報やバリューチェーン情報を出発点として検討すべきではないかとの意見があった。

⁵⁴ 本年6月25日に開催された第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合において、今夏以降にディスクロージャーワーキンググループ（仮称）を新設し、同ワーキンググループでセーフハーバーの議論を行うこととされた。

⁵⁵ 金融商品取引法第24条の4の2

⁵⁶ 今夏以降に新設されるディスクロージャーワーキンググループ（仮称）においてセーフハーバーの議論と併せて議論することが考えられる（脚注54参照）。

また、当ワーキング・グループでは、有価証券報告書に以下のような事項の記載を求めることについて議論が行われた。

- 将来情報、見積り情報、企業の統制の及ばない第三者から提供を受けた情報等（以下「将来情報等」という。）を含む記載箇所を特定した上で、これらの情報が含まれる旨
- 開示された将来情報等が、事後的に異なるものとなる可能性がある事項については、その旨及び要因
- 将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程
- 情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続
- データ・プロバイダー⁵⁷から入手した情報を含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨及び当該プロバイダーの名称

このうち、データ・プロバイダーに関する情報を詳細に記載させることについては、慎重に考えるべきとの意見があったところであるが、これらの情報は、責任の範囲の明確化とともに、投資者にとっても、サステナビリティ情報の信頼性を判断する上で有用と考えられる情報であることから、改めて情報の有用性や機密性に留意しつつ、金融庁において必要な制度整備を行うべきである。

⁵⁷ 例えば、Scope 3 GHG 排出量の測定における 2 次データ（バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されないデータ）として業界平均、統計データなどを報告企業に提供する者。

Ⅱ. サステナビリティ情報の第三者保証

1. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の信頼性確保の必要性

有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示は、企業の将来のキャッシュ・フロー等に影響を与えると合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を求めるもの⁵⁸であり、投資判断を行う上で有用な材料となる。

また、当該情報に対する第三者保証を義務付け、その信頼性を確保することは、我が国の資本市場の信頼性を確保し、投資者保護を図る上で有益と考えられる。

なお、CSRD 等においては、一定の企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく開示と併せて、同一のタイミングで第三者保証を受けることも義務付けているように、国際的にもサステナビリティ情報に対する第三者による保証を求める動きがみられるところである。

2. 第三者保証制度の導入に向けた検討

第三者保証制度導入の検討に当たっては、保証の範囲、水準、担い手など大きな方向性に関わるものは当ワーキング・グループで議論し、専門的な知見が必要な担い手の登録要件、義務・責任、保証基準及び倫理・独立性基準のあり方、自主規制機関の役割などについては、専門グループを設置して更に議論することとした。

本中間論点整理では、主に当ワーキング・グループにおけるこれまでの議論を整理する。

(1) 保証の範囲

サステナビリティ情報の信頼性を確保するためには、その全てについて第三者保証が行われるべきという意見もある。

しかしながら、SSBJ 気候基準で開示が求められている Scope 3 GHG 排出量のように、企業の上流・下流のバリューチェーンから取得する必要がある情報もあることなどから、企業の報告プロセスの確立にはなお時間を要すると考えられる。また、当ワーキング・グループでは、全てのサステナビリティ情報に第三者保証を求めることによって企業の開示が後退する懸念があるという意見があった。

この点、Scope 1 及び Scope 2 の GHG 排出量については、プライム市場に上場する株式時価総額 5,000 億円以上の企業のうちの約 97%が、自主的に自社ウェブサイト等に開示している⁵⁹。また、当ワーキング・グループでは、企業がマテリアリティ（重要性）のあ

⁵⁸ 脚注 18 参照

⁵⁹ 2024 年 5 月末時点（第 4 回ワーキング・グループ資料 33 頁）

る情報を特定して開示するプロセスを確立するための土台となるガバナンス、リスク管理に関する情報を保証の範囲に含めるべきであるという意見があった。

このように、保証の範囲を巡っては、企業の対応可能性と第三者保証の必要性の観点から判断する必要があるものと考えられる。

具体的には、第三者保証制度の適用開始時期から2年間は、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示のうち、Scope 1 及び Scope 2 の GHG 排出量に関する情報、ガバナンス並びにリスク管理に対する第三者保証を義務付けることとし、3年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当である。

(2) 保証の水準

一般的に、サステナビリティ情報に対する保証の水準については、限定的保証と合理的保証⁶⁰がある。

前記のプライム市場に上場する株式時価総額5,000億円以上の企業が自社ウェブサイト等において自主的に開示した Scope 1 及び Scope 2 の GHG 排出量については、現行のいわゆる任意の保証実務では、保証報告書等に限定的保証業務である旨が記載されている。

企業に過度な負担を課すことなく、第三者保証制度を円滑に導入するためには、保証の水準は限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わないことが適当である。

なお、CSRD においても、当初限定的保証から始め、合理的保証への移行を検討するとされていたところ、欧州委員会が本年2月に公表したオムニバス法案では、企業の負担軽減の観点から将来の合理的保証への移行は行わない方針が示されている⁶¹。

(3) 保証の担い手

前記のとおり、一貫した質の高いサステナビリティ情報の第三者保証を提供するためのグローバル基準として開発された ISSA5000 及び IESSA は、監査法人だけでなくそれ以外の者も利用することを想定しており、サステナビリティ情報の保証業務を担う主体は各国の判断に任されているが、特に EU⁶²では、実務上、監査法人を中心にサステナビリティ情報に対する第三者保証が提供されているところである。

我が国においては、前記のとおり、Scope 1 及び Scope 2 の GHG 排出量について、現状、株式時価総額 5,000 億円以上のプライム市場上場企業のうちの約 97%が自主的に自社

⁶⁰ ISSA5000 において、合理的保証とは、業務実施者が、その結論の基礎として、業務リスクを業務の状況において許容可能な低い水準に減少させる保証業務をいい、限定的保証とは、業務実施者が、業務リスクを業務の状況において許容可能な水準まで減少させるが、合理的保証業務より業務リスクが高い保証業務をいうとされている。

⁶¹ 豪州においては、気候関連の開示が要求され、当初は限定的保証を要求し、最終的に合理的保証を要求することとされている。

⁶² CSRD においては、財務諸表の監査人と同等の要件を求めることを条件に、財務諸表の監査人以外の法定監査人やその他の保証業務の提供者を各加盟国が許可することを認めている。

ウェブサイト等に開示しており、約76%が自主的に第三者による任意の保証を受けている。また、任意の保証を受けている企業のうちの半数以上が監査法人（そのグループ会社を含む。）以外の者から保証を受けている⁶³。

また、当ワーキング・グループでは、今後、保証対象事項が広がることを考えると、必ずしも公認会計士の知見で全て保証できるとは限らないとの意見や、保証対象企業が広がることを考えると、リソースの観点から必ずしも監査法人のみでカバーできるとは限らないとの意見があった。こうした観点も踏まえつつ、監査法人以外の者も第三者保証を提供できるような制度を構築することが考えられる。

ただし、第三者保証に係る制度設計を行うに当たっては、その属性にかかわらず、同一の法規制上の責任等が求められるようにするべきであり、また、国際的にも認められる水準の品質管理や職業倫理が確保されるべきである⁶⁴。

当ワーキング・グループでは、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示に対する保証業務の担い手については、その属性にかかわらず、新たな登録制度の下で登録を受けた保証業務実施者とし、その者が必要に応じて、外部専門家を活用するといった方向性の下で、専門グループに対し、保証業務実施者に関する規律につき詳細な議論を行うことを委ねたところである。

もっとも、その後の専門グループの議論⁶⁵においては、保証の担い手について、企業や情報利用者のニーズ、海外動向などを踏まえ、以下のような意見があったところである。

【専門グループにおける意見】

- 監査法人に限定すべきでないとの意見
 - 監査法人の独占業務とする論理に乏しく、市場での競争を通じた質の高まりを期待すべき
 - 企業に保証の担い手の選択肢が与えられるべきであって、また、既に行われている任意の保証業務を考慮すると、必ずしも監査法人に限定すべきではない
- 監査法人に限定すべきとの意見
 - SSBJ基準で開示が求められるサステナビリティ情報は、財務情報とのコネクティビティ⁶⁶が重視されていること

⁶³ 2024年5月末時点（第4回ワーキング・グループ資料33頁）。ただし、保証報告書のタイトルは「保証報告書」、「検証報告書」など各社により異なるとともに、利用する保証の基準についても、ISAE3410、ISO14064-3など様々である。

⁶⁴ 専門グループにおいては、我が国における保証基準についてはISSA5000との整合性を確保し、倫理・独立性の規則については法規制や自主規制機関で策定する倫理規則などによりIESSAとの整合性を確保したものとすると方向性が示されている。

⁶⁵ 専門グループにおける議論の状況は、第7回ワーキング・グループ資料1を参照

⁶⁶ SSBJ基準においては、サステナビリティ関連財務開示とその他の財務報告書（関連する財務諸表など）の情報との間のつながりなどを理解できるように情報を開示しなければならないとされている（SSBJ適用基準29項(3)）。

- 財務諸表監査人は、既に有価証券報告書のサステナビリティ情報に対する通読・検討を行っていること

➤ その他の意見

- 当初の保証対象となる企業数が限られていること、保証の義務化までの時間的制約などを考慮すると、まずは監査法人からスタートし、適切なタイミングでそれ以外の者への拡大を図ることが、効果的かつ現実的
- 組織体内外の専門家を活用すべき

また、当ワーキング・グループでは、登録要件、品質管理体制、自主規制機関、検査・監督のあり方など、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示に対する保証業務を実施するに当たって必要な能力や保証制度の全体像を考慮した上で、保証の担い手について検討すべきであるとの意見があった。

このような意見や専門グループにおける議論の内容を考慮の上、当ワーキング・グループにおいて、引き続き検討し、本年中を目途に当ワーキング・グループで結論を出すことが適当である。

おわりに

以上が、2024年3月以降、当ワーキング・グループにおいて行ってきた審議の内容を中間整理として取りまとめたものである。

SSBJ基準に基づく情報開示が円滑に導入され、定着するよう、当ワーキング・グループで既に賛同が得られている事項については、関係者において必要な取組を進めていくことが期待される。また、金融庁は、SSBJ基準を法令上の枠組の中で位置付けた上で、前記の対象企業に対し同基準に基づく有価証券報告書の作成を義務付けるなど、必要な制度的対応について検討を進めるべきである。

他方、当ワーキング・グループにおいて未だ賛同を得られていない事項については、本年中を目途に取りまとめを行うべく、引き続き検討を行っていくこととする。